

自然エネルギーによる地方創生に向けて

～ 接続保留問題を解決し、自然エネルギーの導入加速化へ ～

平成26年11月12日

自然エネルギー協議会

自然エネルギーによる地方創生に向けて ～ 接続保留問題を解決し、自然エネルギーの導入加速化へ ～

昨今の極めて激しい集中豪雨や威力の強い台風は、日本の各地に大きな被害をもたらしている。このような異常気象の原因として挙げられるのが、「地球温暖化」とそれに伴う「気候変動」の問題であり、すでに日本全体が気候変動の大きな影響を受け始めている。

このような気候変動を可能な限り抑制するためには、省エネルギーの推進とともに、自然エネルギーの導入が有効な手段であり、自然エネルギーの担い手である地域での導入促進が何よりも重要となっている。

平成26年9月、安倍首相は、内閣改造後の記者会見で「地方創生」に全力を尽くすと発言されたが、地域におけるエネルギー資源の開発、すなわち自然エネルギーの導入を加速し、エネルギーの地産地消による「地域活性化」を実現することが、「地方創生」と「経済再生」を実現するための鍵となる。

一方、現在、一部の電力会社において接続申込に対する回答を保留する問題が生じており、このような事態が長引けば、高まりを見せていた我が国の自然エネルギー推進施策の失速を招くだけでなく、積極的に自然エネルギー導入に取り組んできた地域の発電事業者の経営に深刻な影響を及ぼすと懸念される場所である。

問題の迅速かつ抜本的な解決を図り、「地方創生」を強力に推進していくためには、自然エネルギーの導入を加速する具体的な目標設定とともに、系統問題の解決やエネルギーの地産地消、規制改革の推進が急務となっている。

このため、自然エネルギー協議会として次のとおり提言する。

1. 地産地消型の自然エネルギーの推進による「地方の創生」

過疎化をはじめ、地方が直面する大きな課題を乗り越え、元気で豊かな「地方の創生」を進めていくためには、地域に豊富に存在する自然エネルギーを最大限活用し、エネルギーの「地産地消」による「地域の活性化」を戦略的に進める必要がある。

このため、地域経済や国民生活への多面的なプラス効果をもたらすとともに、災害時における地域の回復力や復元力といったレジリエンスの向上につながるよう、地域に根ざした自然エネルギーの導入を加速する必要がある。

また、地球温暖化対策税を地域の自然エネルギー施策に最大限活用するとともに、電気だけでなく、熱利用や移動用燃料としての利用など、適正規模と地域特性を踏まえた自然エネルギーの導入を総合的に推進していくべきであり、たとえば、地域のバイ

オマース資源を活用したボイラーやコージェネレーションは、地域外より購入する化石燃料を減らし、地域内での経済循環を生み出す可能性を持っている。

「地方創生」は、このような地域内での経済循環をつくり出し、創富力を高めていくことによって実現しうると考えられることから、国において、自然エネルギーの導入促進に必要な技術開発や地域産業と連携した先導的技術の導入、地域経済の活性化につながる「地産地消型モデル」の推進施策について、国の「地方創生・総合戦略」に盛り込み、省庁横断的に取り組むよう要望する。

加えて、自然エネルギーを最大限導入するためには、将来的には水素の活用が重要となることから、国において、自然エネルギーからの水素生成にかかる技術開発や実証を進めるとともに、全国エリアを対象とした水素供給網や水素ステーションの整備、産業用燃料電池の利活用に向けた制度整備やインフラ構築が戦略的に進められるよう要望する。

2. 自然エネルギーの導入目標の早期設定

日本は、責任ある主要先進国として、国連に対し、2015年3月末までに「2020年以降の温室効果ガス削減目標」を提出することが求められている。

また、2020年の「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」開催に向け、東日本大震災からの我が国の復興を世界に示すべく、挙国一致の取り組みが進められており、これを後押しするためにも、「自然エネルギーの導入目標」が重要となっている。

一方、国のエネルギー政策を議論する「総合資源エネルギー調査会」では、自然エネルギーの導入目標をはじめ、議論は緒に就いたばかりである。

自然エネルギーの導入目標値の設定が遅れることにより、喫緊の課題である「温室効果ガスの削減」に向けた対策の遅れや、自然エネルギーの導入促進をはじめとする「エネルギー政策の停滞」を招き、昨今の円安基調の中、化石燃料の輸入増大による「国富のさらなる流出」に繋がりがかねないと懸念される。

このため、国内の議論を加速し、エネルギー基本計画において、総発電電力量における自然エネルギーの割合を「2020年までに20%に倍増させる」などのような意欲的な導入目標値とともに、それをさらに上回る「2030年を見据えた長期的な導入目標」を早期に設定し、日本全体で自然エネルギーの導入を加速していく方向性を明確にするよう要望する。

3. 電力システムの公平な運用と情報開示による系統問題の解決

今般問題となっている電力会社による接続申込への回答保留により、万が一、契約ができない事態となれば、事業者の損害は計り知れず、不安や動揺は日々大きくなっている。

地域の事業者が安心して自然エネルギーの導入に取り組むことができるよう、国が責任ある対応を行うとともに、自然エネルギーの系統連系に関する諸問題を解決するため、

- ① 系統容量や連系費用の情報開示の促進
- ② 自然エネルギーに対する連系上限の計算根拠の再検証
- ③ 自然エネルギーの導入を拡大する柔軟な系統運用の義務づけ
- ④ 地域間連系線や地域内送配電網の増強措置の計画的な推進
- ⑤ 例外的な接続拒否理由の詳細説明の義務づけ

などについて、国として主体的に問題の解決に係るあらゆる策を講じることを要望する。

また、電力システム改革を自然エネルギーの導入拡大に資するものとするため、送配電網の中立性を確保する発送電分離の早期実現とともに、来春、業務を開始する「広域的運営推進機関」について、中立性・透明性を保った組織運営が行われるよう要望する。

併せて、公平・公正な電力システムの実現に必要な不可欠となる「独立規制機関」の設置にあたっては、厳密な独立性・中立性を担保したうえで、自然エネルギーの大量導入を見据えた送配電網の運用・拡充が適切になされているかを見極める組織として、必要な法整備や、権限付与が行われるよう要望する。

同時に、地域の自然エネルギーで生み出した電気を地域内で最大限活用するためには、自然エネルギー電気の生産者と需要家をつなぐ送配電網の利用コストを低く抑える必要があることから、託送料金について、エネルギーの地産地消を促す戦略的な制度設計がなされるよう要望する。

4. 固定価格買取制度の効果的的制度運用と戦略的な価格設定

平成24年度に開始した固定価格買取制度が、3年間とされている促進期間の終了を迎えることから、現在、「総合資源エネルギー調査会 新エネルギー小委員会」において、「自然エネルギーの導入促進」と「利用者負担の抑制」を両立するべく、まさに議論が進行中である。

日本では、固定価格買取制度により、太陽光を中心として自然エネルギーの導入が加速されているが、自然エネルギーにより、すでに 30%を超える電力を賄っている他の先進諸国と比べると、まだ普及が進んでいるとはいえない。特にこれらの国々では、風力発電が最も競争力のある電源として拡大されているところである。

このため、高いポテンシャルと経済性を持つも、太陽光に比べて長期の開発期間を要する風力発電や地熱発電などの他の自然エネルギー発電について、さらなる導入の加速化を図るとともに、太陽光発電についても、地域が主体となる中小規模の事業開発を更に促進するために、より細分化した規模別の価格設定を導入するなど、自然

エネルギーの総合的かつ効果的な普及を実現すべく、地方創生に資する「戦略的かつきめ細かな」価格設定や制度設計を行うよう要望する。

なお、再生可能エネルギー賦課金の算定に係る透明性を保つべく、その将来見通しと併せて情報を公表するとともに、発電設備の稼働状況や設備認定状況等の情報に、個別の発電設備の規模や設置場所、各都道府県別の買取電力量等も追加してタイムリーに発信するなど、迅速かつ詳細な情報を公表することにより、制度の運用状況に関する説明責任を果たすべきである。

5. 規制改革の推進

規制改革について、当協議会では、実際の支障事例に基づく提言を行ってきたが、国において自然エネルギーの導入加速に向けた規制改革が鋭意進められ、一部で実現されたことは評価できる。

その一方で、自然エネルギーの導入の支障となっている規制・制度等も未だ残されている現状に鑑み、今後も、規制改革会議において活発な議論を行うとともに、その結論を踏まえた規制改革の取組みを速やかに実行に移すべきである。

特に、風力発電、地熱発電については、環境影響評価の簡素化・迅速化が求められる中、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、手続期間の半減が目標とされたが、風力発電などが本格的な普及に至らない現状に鑑み、環境影響評価の簡素化・迅速化が早期に実現するよう、取組みの加速化を要望する。

また、洋上風力発電等の新しい発電施設においては、海域利用のルールや環境影響評価手法等の必要な条件が定まっていないことから、早期に整備を行うよう要望する。

平成26年11月12日

自然エネルギー協議会 会長

徳島県知事 飯泉 嘉門

自然エネルギーによる地方創生に向けて

～ 接続保留問題を解決し、自然エネルギーの導入加速化へ ～

具体的な支障事例

平成26年11月12日

自然エネルギー協議会

**正会員
第8回提言支障事例**

1. 地産地消型の自然エネルギーの推進による「地方の創生」

道府県名	支障事例	対応策
長野県	再生可能エネルギー法の導入に伴い事業化のための補助金は廃止されたが、建設工事に至るまでの事業可能性調査、事業計画策定、概略設計等事業化までには様々な準備が必要不可欠である。経験のある事業者がいない地域レベルにおいては、これらの費用負担を行うことができず、地域の事業主体が育っていない状況にある。	地域における自然エネルギー事業者を育成し、地域活性化に資する自然エネルギー事業を拡大していくため、事業可能性調査、事業計画策定等の建設工事までの準備段階における取り組みに係る補助金などの財政的支援制度を講じるべき。
三重県	地産地消する場合は、自家消費が前提となり固定価格買取制度対象外となる。本県でも6次産業への小水力発電の活用が検討されているが、設備導入には依然、経済性に課題がある。	地域活性化に資する事業に対しては国の支援制度が必要である。
徳島県	シート状太陽光発電パネルは、「超軽量」や「フレキシブル」、「加工が容易」といった特徴があり、農畜産業など地域産業での利用メリットがあるが、その反面、このような新素材、新技術は、メーカーにおいて、量産体制が構築されておらず、一般に普及させるには、まだまだコストがかかる。	シート状太陽光パネル等の新素材、新技術について、メーカーにおいて、低コストでの製造ができるよう、国による積極的な支援や研究開発を行うべきである。
高知県	エネルギーの地産地消を推進するには、地域主導での事業化が必要だが、中山間地域で特に期待される小水力発電の場合、流況把握や動植物調査などを多額の費用をかけて事前調査を行っても河川法の手続きや系統接続の課題などにより事業化が実現できないリスクが大きい。	地域主導で事業化する場合は、リスクの低減を図るためにも、事前調査等に対して国による財政支援を講じていただきたい。
熊本県	地場の中小企業でも事業参入を計画しているが、事業化に向けた十分な情報がないこと。また、資金調達の面でも不利な状況にあることから、事業参入に時間を要している。	中小企業に対する融資面での支援など、事業参入の支援策を検討すること。
大分県	小規模分散型の自然エネルギー導入促進を図るためには、その地域をよく知り、機動的に動くことができる地場中小企業のエネルギー産業化も大事であるが、技術面等の課題から十分に進んでいない。	地場中小企業が取り組む、自然エネルギー関連の製品開発等への支援の充実が必要である。
大分県	地熱発電は、天候に左右されず、発電効率の面から導入が期待される自然エネルギーであるが、温泉資源と競合するという懸念があるため、地元調整や導入後の監視など地元自治体による対応が重要となる。現在、地元自治体に対してはインセンティブとして電源立地地域対策交付金制度が存在するものの、地熱発電について、原子力発電はもとより、水力発電と比べても措置内容が薄いものとなっており、日本最大の地熱発電所が立地する大分県九重町を含む大分県町村会からも見直しの要望が出されている。	再生可能エネルギーの固定価格買取制度以外にも、電源立地地域対策交付金制度等の地元自治体に対する各種インセンティブ制度について、自然エネルギーの導入促進の観点から見直し・強化が必要である。
佐賀県	本県は、本年7月に国の海洋再生可能エネルギー実証フィールドとして選定されたが、海底ケーブル敷設などインフラ整備に関する国の方針が定まっておらず、事業者の参画を促進することができない。	国の実証フィールドであることから、早急に予算措置を講じるなど国が海洋再生可能エネルギーの実用化に向け、努力すること。
佐賀県	本県は、水素エネルギーについては、平成19年度から先駆的な取組を進めており、バイオマス(木質チップ)から水素精製し、燃料電池自動車の燃料として充填する国内初の水素ステーションを整備し、国の水素利用実証事業に貢献し、専門的な技術や知見など商用化に向けた有効なデータを蓄積してきたところである。 まもなく燃料電池自動車が市販されるが、これら地方の努力が、現在の水素ステーション整備計画に反映されていないことが、地方の意欲を削ぐ結果となっている。	水素インフラは、国内全体に広げていくことが重要であることから、国が圏域毎に共同歩調でインフラ整備を進めること。

3. 電力システムの公平な運用と情報開示による系統問題の解決

道府県名	支障事例	対応策
北海道	北海道では、多様なエネルギー源が豊富に賦存していることを背景に、FIT施行後、メガソーラーをはじめとして民間企業による再生可能エネルギーの導入に向けた取組が数多くある一方で、系統規模が小さく、再生可能エネルギーの出力変動に対する調整能力に限りがあることから、再生可能エネルギーの導入拡大に制約がある。	北本連系線の増強や、「風力発電のための送電網整備・実証事業」等、様々な取組が行われているが、再生可能エネルギーの導入拡大のためには、北本連系線の増強の早期実現や、北海道内の地内系統の増強など、さらなる電力基盤の整備が必要。
秋田県	当県は、豊富なポテンシャルを生かして再生可能エネルギーを導入し、低炭素社会構築への貢献を通じて、産業振興や雇用創出を図ることを目指しているが、容量が小さいなど送電網が脆弱なため、風力・太陽光発電施設の適地があっても導入が進まない状況にある。	風力・太陽光発電施設を大規模に導入するため、送電線や連系変電所、出力変動を調整する設備の新設など、連系量を拡大するための施策を講ずること。特に、風力発電は出力変動が激しいことから、その大規模な導入によって生ずる大きな出力変動に広域的に対応するため、電力会社間の地域間連系線を強化するための施策を講ずること。風力や太陽光を始めとする再生可能エネルギーによる発電設備を送電網に接続する費用については、導入促進の観点から、設備設置者の負担を軽減する新たな仕組みづくりをおこなうこと。
長野県	再生可能エネルギー法に基づくメガソーラー事業の実施に際し、電力会社と接続の契約締結の協議を行っているが、接続する変電所の容量が少なく、今後地域の電力の需要が減少することにより、出力抑制を行う可能性が示唆されている。出力抑制は、事業の採算性に大きく関わってくるため、どの程度出力抑制をされるかが不明であり、出力抑制に伴う補償も担保されていない状況では事業展開が困難になる。	今後需要の少ない農山村地域においては同様の問題が他地域で生じることが予想されるところ、将来的な出力抑制が想定されるケースにおいては、電力会社がどの程度（年間の出力抑制の時間等）出力抑制を行う可能性があるかどうかを事前に事業者の説明すること、さらに出力抑制を行った場合には、事業者に対して出力抑制を行った量の全額支払いを行うこと及び出力抑制を行なう場合には、発電事業者側に無用な負担をかけないことをルール化すべき。
福島県	電力会社の保有する送電設備の容量不足から、県内の広範囲にわたる地域で、新たな発電設備の接続が制限される状況となっており、再生可能エネルギー事業を断念せざるを得ない事例も生じている（阿賀川流域、只見川流域、県南地域、いわき地域）。 今般の東北電力による系統接続保留は、本県の再生可能エネルギー推進と産業復興の根幹を揺るがす極めて重大な問題。本県の復興に水を差す深刻な事態。	電気事業者の定める系統連系に関する基準を緩和し、現行設備のままでも新たな発電設備の接続が可能となるよう、系統連系にかんする国内基準を緩和していただきたい。また、基準の緩和について電気事業者を指導いただきたい。 電気事業者行う送電設備の増強に対する支援策を講じていただきたい。
栃木県	当県では、県内のほとんどの地域において系統接続に制約を受ける状態となっており、送電網の増強に向けた改修整備が必要になっている。 また、改修工事に長期間を要するとともに、事業者が負担すべき改修費用が高額になるものと想定されることから、事業者の発電事業への参入を阻む要因となっている。	国においては、送電網の強化のための施策を早急に講じる必要がある。 また、電力会社における系統申込状況や送電網の改修工事費用の根拠などについての情報が開示されるようルール化すべきである。
群馬県	・現在、本県の広い範囲で系統連系に制約が発生しており、こうした地域では連系を希望する事業者の負担による送電線の増強なしには、今後の接続（低圧を除く）ができない状況となっている。 ・こうした状況は、他の都道府県へも広がりを見せており、各都道府県の再生可能エネルギーの導入推進のみならず、エネルギー基本計画で再生可能エネルギーの水準向上をめざす国全体としても、大きな支障となると考えられる。	・系統網の増強措置等、国と一般電気事業者が連携し、速やかに系統連系対策の強化を行う必要がある。 ・また、系統への連系制約が各地で発生している現在、事業者、地域の自治体等にとり、系統への接続可能性に関する情報の重要性はますます高まっていることから、一般電気事業者による、一層、きめ細やかな情報開示を進める必要がある。

3. 電力系統の公平な運用と情報開示による系統問題の解決

道府県名	支障事例	対応策
長野県	メガソーラー事業に係る電力会社に対して系統連系協議を行っているが、複数箇所での連系可能性を同時に検討することが望んでいるにもかかわらず、電力会社では最寄りの1箇所を検討するという一方で、検討期間が限られているにもかかわらず効率的ではない。	電力会社が系統連系協議を受ける際には、発電事業者の希望に応じ、複数箇所での接続可能性について検討するようにルール化する。
三重県	事業者が電力会社に系統連系の申込をした際、3か月後に系統の容量不足との回答を受け、事業計画が大幅に縮小する見直しとなった。	電力会社は系統連系申込時及びその経過において、申請者に迅速な情報提供をすべきである。
三重県	事業者が採算性を検討する際、連系申込後3か月しなければ連系工事費用が示されないため、事業者側における事業性評価の判断に遅れが生じている。	電力会社は系統連系接続時の標準的な積算の基準等(例えば1kmあたりの概算工事費)の情報開示をすべきである。新単価を施行する3か月前までに公表する必要がある。
鳥取県	再生可能エネルギー発電所を電力会社の高压配電線に系統連系するにあたり、次のような事例が生じている。 ○山間地等の電力需要が少ない地域では系統の空き容量が少なく、発電所の規模が極端に制限される。 ○電力需要があり、系統の空き容量があっても、太陽光発電等の好適地が多い場合、接続可能な発電所は一部に限られる。 ○住宅用及び住宅用以外の太陽光発電(10kW未満)の導入が進み、電力需要の少ない地域・街区では、日中に出力抑制を受ける事態が生じている。	再生可能エネルギー発電所の好適地が多い地域については、国と一般電気事業者が連携して送配電網の強化など必要な措置を実施すべきである。
岡山県	系統連系検討協議について、検討手数料の支払い後、3か月以内に電力会社から回答があったが、電力会社に申込書類を提出してから請求書が届くまで1か月以上を要しており、書類の提出から回答までの期間としては4か月以上を要している。	系統連系検討、協議について、できる限り迅速に行い、実質的な検討・協議期間が3か月以内となるよう、国が強力で指導・支援するべき。
高知県	大きな電力需要のない地方にあつては、電力会社の送電網が脆弱なため、大規模な太陽光発電施設の導入を計画しても系統連系が困難で、計画を断念せざるをえない事例が多数発生しており、県の中央部以外では、すでに系統の枠が埋まってしまい、これ以上再開発ができない深刻な状況になっている。 また、再エネ設備の導入が加速化する中で、アクセス検討申込時に他の事業者からの申込状況等の情報開示がなく、準備を進めても断念せざるをえない事例も多数発生している。	国において電力会社の送電網増強のための施策を講じていただきたい。 また、電力会社は系統接続可能容量や接続申込状況等の情報を開示すべき。
佐賀県	県内でも太陽光や小水力など再生可能エネルギーの取り組みにおいて、系統接続の回答保留の影響が出ており、国の再生可能エネルギーの普及方針を阻害している。	提言本文で述べている内容の実施を要望する。
熊本県	大きな電力需要のない山間部等電力会社の送電容量(変電所)が小さい地域において、複数の事業者が同一の系統線において、大規模な太陽光発電施設の導入を計画した場合、後発の事業者が接続する電力容量を減らされる事例が生じている。	電力インフラが脆弱な地方において自立分散型の再生可能エネルギーの導入を促進するため、国が電力会社の送電網増強のための施策を講じること。
熊本県	バンク逆潮流が認められ、電力需要が少ない地域においても、系統接続の可能性が広がったところ。しかし、一部地域において、事業者が接続を検討するも系統の熱容量が不足しているため、電力会社から事業者に対して、送電線の増強にかかる費用負担を求められている。 当該費用は、事業者にとって採算が取れないほどの負担となっており、事実上、当該地域における再生可能エネルギーの導入の障壁となっている。	国においては、電力会社の送電網増強のための施策を講じるとともに、電力会社は、接続申込状況等の情報を開示すべきである。

3. 電力系統の公平な運用と情報開示による系統問題の解決

道府県名	支障事例	対応策
大分県	再生可能エネルギー固定価格買取制度の開始以降、県内では太陽光発電施設の導入が急速に進んでいるため、系統連系に要する事業者負担が高額となり、実質的に接続できない案件が生じている。	財政支援措置など、系統増強対策の充実が必要である。
宮崎県	電力会社の送電設備の容量不足から、県内の一部地域で、系統連系の制約が生じており、電力会社による対策工事の検討に期間を要している。また、対策工事が必要となると、さらに長期間を要することとなる。	国においては、送電設備の増強のための検討や施策を講じていただきたい。
沖縄県	本県は系統規模が小さいことに加え、系統が県外と繋がっていない独立系統であることから、再生可能エネルギーの接続量に限界が生じやすい地域となっている。沖縄本島及び一部離島(宮古島、石垣島、久米島)においては、既に接続限界量に達しており、太陽光10kW未満も含めて全ての再エネが接続できない状況となっている。 太陽光10kW未満も含めた接続保留は、全国的に見ても本県だけの支障事例である。	国においては、今後のエネルギー政策の方向性を早急に示すとともに、再生可能エネルギーの接続可能量拡大に向けて、系統への大規模蓄電池設置等の地域に応じた対策を講じる必要がある。また、接続可能量や導入実績について情報提供を丁寧に行うなど、適切な対応を行うべきである。

4. 固定価格買取制度の効率的制度運用と戦略的な価格設定

道府県名	支障事例	対応案
北海道	固定価格買取制度においては、再生可能エネルギー電気の調達において、電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合、一般電気事業者（北電）が調達している電気の出力抑制対象からバイオマス発電が除外されていない（他の新エネルギーと異なり出力抑制の対象となる）	固定価格買取制度の運用にあたって、エネルギー種別によって不利な取扱とならないよう配慮すること。
北海道	変電所容量に余裕がない場合において、バイオガス発電施設に自動制御装置を併設し、時間帯別に売電することを検討している例もあり、今後はこのように電気事業者と発電施設設置者との間で接続にあたっての具体的な協議が増加すると予想されるが、発電事業者にとって、上昇するコストの解消が今後の課題。	変電所等の容量に対応するため、事業者側から蓄電池の併設による送電量の平準化（太陽光発電）や、自動制御による時間帯別の売電（バイオマス発電）などの工夫により電力会社と協議を行う例があるが、その際の費用については買取価格の設定には考慮されていないことから、発電事業者の事業採算性を高めるよう工夫を行うこと。
北海道	翌年度以降の調達価格に関する見通しが年度末まで立たないことから、事業採算性を見通しを立てることができず、中小規模の事業者やNPOなどの相対的に資金力が劣る事業者が参入しにくくなっている。	国においては、毎年度の調達価格等算定委員会における審議及び価格決定・告示時期の見直しを示すこと。また、四半期毎の再生エネ導入量（特定契約実績）を公開し、導入量ターゲットと国民負担との関係及び調達コストにかかる最新データを明示し、次年度以降の調達価格の見直しを示すこと。このことにより、新規参入事業者の目安ができることとなり、事業参入に際してのリスクを軽減することができる。
北海道	北海道においては、風力発電や地熱発電のポテンシャルが高く、事業化検討が進んでいるところもあるが、リードタイムが長いこと、現状の価格が参考値に過ぎない扱いとなり実際の事業採算性を見通すことが難しい。	電源別に事業化検討から設備認定・特定契約に至るまでに要する期間が異なることから、例えば、設備認定時期を環境アセスメントの方法初段階とするような電源毎の価格適用時点の設定。
秋田県	従来、東北電力管内では蓄電池制御付き風力発電にかかる系統連系料が設けられているが、電池のために事業費が通常に比べて高いものとなる。固定価格買取制度の買取単価は、蓄電池制御付きの風力発電にかかる区分を設けていないが、本来、蓄電池制御は系統側の事情によるものであり、その費用を発電事業者の全面的な負担とすることは合理的でない。	個別の発電所に適用できる蓄電池導入に対しての補助制度（環境省）が廃止される場合は、買取制度に「蓄電池制御付きの風力発電」の区分を設けるべき。
三重県	買取価格の公表が遅いため、事業計画の実施判断が滞ってしまう。	事業者が経営判断できる単価積算の考え方をあらかじめ提示するか事業者が経営判断できる単価積算の考え方をあらかじめ提示するか、新単価を施行する3か月前までに公表する必要がある。
大阪府	府域では中規模の太陽光発電設備（10～500kW未満）を設置できるポテンシャルが高いものの、中規模の太陽光発電設備はメガソーラーに比べ1件当たりの利潤が少なく、導入が進みにくい状況である。	中規模太陽光（10～500kW未満）の設置意欲を向上させるよう、非住宅用（10kW以上）太陽光から別区分化し、より利潤を上げやすい買取価格を設定することが必要。
兵庫県	太陽光発電について、地上への設置に比べ、建物屋上（特に陸屋根）に設置する場合は防水工事等でコストがかさむため、屋上には導入が進みにくい状況である。	太陽光発電について、平地設置、屋上設置など設置形態別の買取区分を設けるべきである。
兵庫県	太陽光発電を設置できるのは、現状では、初期費用を負担でき、南向きの屋根を有する戸建住宅居住者が中心であり、集合住宅居住者等は、賦課金を負担するだけとなり、不公平感が生じている。誰もが太陽光発電導入に出資できる仕組みを検討しているが、国からの後押しがない。	住民が出資して自然エネルギーによる発電を行う場合、割高になる運営コストを穴埋めできるよう買取価格の上乗せ、補助金等による支援制度を設けるべきである。
徳島県	現在、翌年度の買取価格は「年度末」に決定されているが、事業者が、金融機関からの借入れをはじめ、翌年度の事業計画を検討するうえでは決定時期が遅く、また、駆け込み申請の原因にもなっていると考えられる。	固定価格買取制度により、自然エネルギーの普及・拡大を加速していくために、買取価格の決定時期を早めるとともに、改訂サイクルの見直しを行うなど、より事業者に配慮した制度運用を行うべきである。

4. 固定価格買取制度の効果的運用と戦略的な価格設定

道府県名	支障事例	対応案
高知県	地域にメリットのある発電事業を展開するには、地元自治体が参画することが効果的であるが、新年度の買取価格の公表時期が年度末となっているため、発電事業の採算性の判断や事業費の予算化に支障が生じている。また、その影響で事業着手がさらに遅れることにより、系統連系枠の確保が困難になる場合がある。	毎年度末に決定されている買取価格と買取期間については、発電事業者による事業計画の検討に当たって重要な要素であるため、決定時期を早める必要がある。
高知県	環境影響評価が必要な大規模風力発電や水利使用手続きに時間を要する小水力発電については、優遇期間の買取価格、買取期間の適用が困難である。	大規模風力発電や小水力発電については、優遇期間をさらに5年間延長する等の措置を講じていただきたい。

5. 規制改革の推進

道府県名	支障事例	対応策
北海道	平成24年10月に風力発電事業が環境影響評価法の対象に追加されたことから、事業者にとってコスト面で新たな負担が生じている。	環境省、経済産業省で検討が進められている風力発電所・地熱発電所における環境アセスメントの簡素化、審査プロセス等の運用改善による期間短縮。
福島県	東日本大震災の津波被災地域や原子力災害の避難地域であっても農地転用の手続が進んでいない。	特例法を制定し、津波被災地域や原子力災害の居住制限地域などにおける農地転用規制を大幅に緩和すべきである。
大阪府	営農型太陽光発電設備については、農地法では設置が認められている（H25.3.31農林水産省通知）ものの、生産緑地地区内の農地においては、生産緑地法により、売電を目的とした営農型太陽光発電設備の設置が認められていない。大阪府は農地に占める生産緑地の割合が高く、生産緑地地区内農地に営農型太陽光発電設備を設置したいという農家が計画を断念される事例も出てきており、普及拡大にあたっての支障となっている。	生産緑地地区においても営農型太陽光発電が実施できるよう、仮設の工作物（施行令第5条）として一時的に設置を認めるガイドラインを設けるなど、生産緑地法を柔軟に運用していただきたい。
兵庫県	法人に対しては、法人道府県民税(均等割)、法人市町村民税(均等割)が収益の多寡によらず固定額で課税される(標準税額の場合、20年間で約140万円)。 自治体では収益事業を行っていない法人に対する減免措置を設けているが、それらの法人が固定価格買取制度を利用した売電を行うと、収益事業と見なされ減免が適用されなくなる。 このような状況の中、これまで収益事業を行っていない自治会やNPO法人等が新たに所有施設の屋根等に太陽光発電を設置しようとしても、小規模(10kW程度)では収入に対する法人税(均等割)の割合が非常に高くなる。 このため、利益が出ず、導入を断念したケースがある。	自治会や認定NPO法人など、収益事業が小規模な再生可能エネルギー発電設備による売電事業のみである法人については、法人道府県民税(均等割)、法人市町村民税(均等割)の課税対象から除外する等の全国統一的な特例を設けるべきである。
高知県	風力発電については、風況等の立地条件によるところが大きく、適地が限定される中、候補地が農地法に係る第1種農地であることから事業開発が非常に困難となっている事例がある。	農地法の一部を改正し、第1種農地での設置を認める。
高知県	都市公園法に係る公園の敷地等に太陽光発電を設置する場合、各整備局ごとに解釈にバラつきがあり設置を断念した事例があった。	再生可能エネルギー導入促進の見地に立った同法における取り扱いを早急に統一すべき。

**準会員
第8回提言支障事例**

団体	支障事例	対応策
準会員	平成 25年4月1日に農林水産省(「農水省」)より、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」の通知がなされた。 これにより、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について、農地法上の一時転用許可が必要になることが明らかにされたが、一時転用の許可期間が最長でも3年となっており、許可更新時に不許可となるリスクを抱えることで、資金調達が難しく実現の可能性がかなり低い。	営農をしながら発電をするケースにおいては、発電所を継続する期間中の一時転用を許可するか、農地転用を認めていただきたい。
準会員	平成26年5月1日に「農山漁村再生可能エネルギー法」が施行されたが、行政が主体となって協議会を立ち上げ検討をするとの建付けとなっているため、事業者が主体となって進めることが難しく、当法律を活用しての発電所に至ったケースが無い。	同法によるこれまでの実績の開示と、手続法ではなく農地利用に関する規制緩和を所望する。
準会員	・現在のFITの買取価格が、発電所の建設と運用に掛かる費用の積み上げで決定しており、電源別に異なる発電所建設の難易度や建設期間を考慮していない。そのため、比較的難易度が低く、短時間で運転開始まで持って行ける太陽光に注力せざるを得ない。 ・再生可能エネルギーのベストミックスの観点から、太陽光以外の再エネを促進させるためには、現状のコストの積み上げによる価格設定といったボトムアップ方式だけでなく、各再エネの目標値を設定し、その目標値の達成を可能とするトップダウン要素を盛り込んだ価格設定も検討すべき。 また、地熱や風力など開発期間が長いものについては、中長期の価格見通しを示してほしい。	・再エネ毎の目標値の設定と、それを踏まえた価格設定。 ・中長期の価格見通しの提示。
準会員	連系承諾書受領後、需給契約書以外で電力会社に提出する必要がある書類の有無や提出スケジュールが事前に示されず、提出締切直前に提出が求められるケースもあり対応ができない。また、電力会社によって提出書類が異なり対応が困難。	広域機関において情報収集を行い、電力会社間で統一を図ると共に、マニュアル化を進める。
準会員	電力会社は特定契約など契約書の文言修正に対して柔軟性が著しく欠けており、合意まで8か月程度要したケースもある。契約書条項2項目を確認するための返答に3か月、担当が変更し、更に1か月待たされるなど。	電力会社は通常の民間企業同士の契約書調整と同様に、契約書の文言修正に柔軟に対応する。
準会員	力率の件。事業者側の力率対応義務は、85%であるが、実際に85%対応しようとする、PCSの出力は80%以上減少することになり、事業採算上、非常に厳しい。また、そもそも、85%の妥当性も再検討できないものか。	工事負担金で費用は、事業者側が負担するので、電力側での対応の選択肢があってもよいのではないか。
準会員	連系本申込から連系承諾書受領までの期間が電力会社によってばらついており、事業見通しが立てづらい。	接続検討申込みから接続検討回答までの期間は、ESCJルールに基づき、標準処理期間はおよそ3か月程度となっているが、回答受領後の連系申込みから連系承諾書受領までの期間は、標準処理期間が定められておらず、検討申込と同様に3か月等の目安を設定し、電力各社で統一する。
準会員	群馬県北部における154kV送電線の増強対策における入札の実施など、上位系統対策にかかる費用が特定負担(発電者負担)となっており、発電事業者の負担となっている。	本来、電源線は発電者負担、バンク逆潮流対策費は単価性による発電者負担、上位系統は社会インフラとして一般負担とするのが基本的な考え方であり、上位系統のコスト負担の在り方を改めて整理し、そのルールに則った運用をすべき。

団体	支障事例	対応策
準会員	<p>・系統接続に係る情報提供が断片的で、どのエリアで連系の蓋然性が高いのか判断できない。現状では、個別案件ごとに事前相談、接続検討手続きにより連系可否の情報を得る形となっているが、系統は社会インフラであるという整理の下、より網羅的に系統情報を公表すべき。また、系統運用に係る情報(各時間帯の需給断面の状況、揚水発電や地域間連系線の活用情報など)を公表することで、発電事業者側にも系統状況を考慮した事業開発を行うよう促すべき。</p> <p>・出力抑制ルールは示されているが、実際にどのように実施されるか全く見通しがなく、事業計画が立てられない。</p>	<p>・現在、各電力会社が自主的に行っている系統制約マップについて、各季節・時間帯の需給断面の状況や調整力に係る情報なども含めたより詳細な情報提供を行う。また、電力会社間で統一的な情報提供フォーマットを整備すべき。</p> <p>・また、各季節・時間帯の需給断面データを示しつつ、出力抑制の見通しを示すべき。</p>
準会員	<p>今般、九州電力をはじめ電力各社において突然、接続回答保留の告知が行われたことで事業実施者に混乱が発生し、国の再エネ促進に対する信頼が揺らいでいる。</p> <p>他の電源と比較して初期投資比率の高い再エネ事業においては、政策の予見可能性が重要。</p>	<p>国においては再エネ目標を早期に設定し、再エネ政策の方向性を明示的に位置付けると共に、電力会社においては系統に係る情報公開をより一層進めるべき。</p>
準会員	<p>出力抑制に係る実施可能性、想定される時間数、具体的な実施方法などが全く不明で、事業者として事業計画上のリスクとして考慮できない。</p>	<p>電力会社は出力抑制が想定される季節・時間帯、年間時間数、具体的な方法を示すべき。</p>